

土地掘削（増掘・動力の装置）の許可を受けた者である法人の合併（分割）の承認申請に係る審査基準及び標準処理期間

1 根拠法令

温泉法第6条、同法第11条第2項

2 審査基準

- ・承継しようとする掘削等の許可が現に有効であること
- ・現に掘削等の許可を受けている法人が、合併（分割）をしようとする日以前に申請をしたものであり、標準処理期間を勘案し、処分庁が合併（分割）をしようとする日以前に承継の確認ができるものであること
- ・現に掘削等の許可を受けている法人の合併（分割）の日において、掘削等の許可の有効期限の日を経過していないものであること
- ・承継しようとする許可に係る行為の全てを一括して継承するものであること
- ・合併後存続する法人若しくは合併（分割）により設立される法人及びその役員が、温泉法（第11条第2項で準用する）第4条第1項第3号から第5号までに該当しないこと

（根拠法令）

○ 温泉法

（土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割）

第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項（第三号から第五号までに係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

○ 温泉法施行規則

（掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第三条 法第六条第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定

による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置（以下「掘削等」という。）の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
 - 二 掘削許可等の別
 - 三 掘削許可等を受けた日
 - 四 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目
 - 五 合併又は分割の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 二 申請者が法第四条第一項第三号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

○ 愛知県温泉法施行細則

（申請書の様式等）

第一条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によらなければならない。

- 四 省令第三条第一項に規定する申請書 様式第四

3 標準処理期間

11日